

PV-Net News

創刊号
Sep. 2003

PV-Net News 創刊第1号 2003年9月20日発行 ※記事及び写真等の無断転載を禁じます。 ※記事・広告等のお問い合わせ E-mail: info@greenenergy.jp TEL 03-3221-3370
■発行・編集人: 都筑 建 ■発行所: 太陽光発電所ネットワーク 〒101-0061 千代田区三崎町2-15-5 三崎町SSビル6階 ■組版・印刷: (有)プロート ■編集協力: NOBOX
www.greenenergy.jp インターネットでも情報をご覧いただけます。



太陽光発電所ネットワーク PV-Netの発足にあたって

太陽光発電所ネットワーク
代表理事 深海博明

21世紀がスタートして、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の文明が問い直されています。持続可能性を主眼とする、循環・再生に重点を置く極少廃棄・環境調和型の新たな文明の模索確立が志向されているのです。

個人住宅での太陽光発電の設置は、草の根レベルで私たちが有意に実践できるひとつの重要な対応手段です。この個人

住宅用の太陽光発電 (Photovoltaic=PV) 設置においては、日本が現在までのところ世界の最先端にあり、日本全体ですらすでに10万件を超え、東京電力と売買契約を結んでいる件数は3万件に達しようとしています。狭い経済性の観点からはなお引き合う段階には到達していませんが、しかし、これだけ多くの人々が発電段階でCO₂を発生せず、再生型の持続可

能なエネルギーを活用されていることに深い敬意を表したいと思います。

太陽光発電所ネットワーク (PV-Net) の会員数はすでに500名を超えています。しかし、今後さらに直面する問題に対処し、解決を図っていくためには、その輪を大きく広げ、会員数をいっそう増加させていくことが不可欠です。そうなれば良循環が生じて、持続可能なエネルギー供給が実現し、経済性も向上するでしょう。その過程には多大な困難と障壁が予想されるとはいえ、最終的にPV-Netの自立化の達成が可能となるのです。この希望の実現に向かって、会員が手を結んで一歩一歩前向きかつ着実に進んでいきたいと思っています。

CONTENTS もくじ

- 1 発足にあたって
総会報告
- 3 理事紹介
- 4 総会報告 第2部
基調講演
- 6 パネルディスカッション
- 8 地域のネットワークづくり
地域交流会の報告
- 9 各地の声
- 10 会員からの投稿ページ
メッセージ紹介
- 12 私の発電データ取得方法
- 13 各地の発電量データ
- 14 事務局日誌
- 15 これからの活動
- 16 事務局からのお知らせ

COLUMN コラム

- 5 太陽光発電世界会議
- 9 PV健康診断について
- 15 RPS法の動向

総会報告

設立総会

世界初の大規模ネットワークが始動

2003年5月24日、国連大学のウ・タント国際会議場(東京都渋谷区)において「太陽光発電所ネットワーク(PV-Net)」の設立総会と設立記念イベントが開催されました。参加者総数は、遠く九州からの方も含めて260名。各地の太陽光発電所長が一堂に集う、世界初の大規模ネットワークが動き始めました。

■第1部 設立総会

はじめに、都筑事務局長より第一号議案であるネットワーク設立の背景と経過についての説明がなされ、続いて今年度の活動方針と活動を支える各委員会の目的と内容が示されました。

第三号議案の規約については、多数のご意見・ご指摘をいただき、白熱した質疑応答が繰り返され、当初の予定を1時間半あまり延長する設立総会となりました。

プログラム

- 第1部 設立総会
13:05~16:25
- 第2部 設立記念シンポジウム
16:40~18:45
- 第3部 懇親会
19:00~20:00

総会議案

- 第一号議案 設立の背景と経過
- 第二号議案 平成15年度活動方針
- 第三号議案 規約案
- 第四号議案 平成15年度予算案
- 第五号議案 役員人事

設立の背景と経過について

太陽光発電において、日本は世界で一番の生産・普及率を誇っています。そしてその普及率を支えているのが市民であることは大きな特長です。

全国に10万件を超える発電所の所長たちは、2002年11月実施のアンケート「太陽光発電設置者連絡会(仮称)『会のあり方』に関する調査」の結果にも強く出ているように、互いに連絡を取り合う欲求を持っており、ここに「太陽光発電所ネットワーク」設立の必然性と意義が見出せます。



第一号議案、第二号議案を説明する都筑事務局長

今年度の活動方針

今年度は、①会の基礎をつくり、②活動を軌道に乗せていく年。まず、各地域組織の基礎を固め、発電状況などのデータベースの整備に焦点を当て、下記の各委員会と連携しながら活動していきます。

会員みなさんぜひ参加して、一緒に会をつくってください。

各委員会の紹介およびその活動内容

◇企画調査委員会◇

会の運営に関する事業や調査、規約の点検と見直しを担当します。

活動内容：現在、事業計画案を作成中

◇交流委員会◇

各地域の組織づくりと運営、関連団体との交流や相談制度の検討を受け持ちます。

活動内容：各地で交流会に向けた組織づくり

◇普及広報委員会◇

ホームページや情報誌づくり、その他普及のための社会への働きかけを行います。

活動内容：ホームページの運営

太陽光発電基礎講座の実施

◇機器情報委員会◇

発電機器のデータベースづくりとメンテナンス情報の蓄積、保険制度の検討を担当します。

活動内容：PVカルテ(システム設置概要)

データベースの作成

メーカーへアンケート実施

◇総務財政委員会◇

予算の作成、一般総務財政活動を行います。

活動内容：平成15年度予算作成

規約に関する質疑応答

※付録の規約をご参考ください。修正を承認された点を明記しています。

Q：(3条) 会の目的について。「自然エネルギー」では範囲が広すぎるので「太陽光」を中心としたエネルギーのほうが良いのでは？

A：将来の事業の広がりや事業の目的は広めに書いています。

Q：(5条) 会員資格について。マンション暮らしのため実家に設置しましたが、また系統連系から自立したいのですが、正会員の資格はないのでしょうか？

A：独立系設置者などの準会員も正会員の3名の推薦で正会員になる可能性を入れました。

Q：(22条) 総会定足数は絶対数でなく「会員数の何分の一」の表現にしてはどうでしょうか？

A：初回は特別な会であるので多めに300名としましたが、過半数などのご意見があれば規約を見直し検討します。

* 総会で提示された規約は、活動に即したものとしていくため、2年以内に規約改正の検討をすることを附則の8項で定めています。

** 総会でのみなさんの意見を受け止め、附則8項により規約の改正案づくりがはじまります。同封のお知らせをご覧ください。

■第2部 設立記念シンポジウム

※詳細は本誌4~7ページに掲載しています。

■第3部 懇親会

プログラムの最後に開催された懇親会には、当初の予定を大幅に上回る130名の方が参加してくださいました。第1部、第2部の余韻冷めやらぬ盛況ぶりに、用意したお料理が足りなくなるというハプニングもありましたが、発電所長同士、同じ思いや経験を分かち合う場や仲間を得て、互いに何ものにも変えがたい時間を過ごされたようでした。

■総評

あまりに白熱した質疑応答に、一時は設立総会の成立が危ぶまれる場面も少しありましたが、そんな懸念はどこ吹く風。熱のある質疑のやりとりは、参加されたみなさんが、主体的、積極的に会活動に関わってこうという姿勢のあらわれのようでした。今後の会の盛り上がり期待できる設立総会となりました。



各地から集まった太陽光発電所長たちで盛り上がる懇親会

私たちが理事を務めます

総会の締めくくりに第五号議案である役員人事が承認され、12名の理事が誕生しました。みなさんの横顔を紹介します。



総会の締めくくりに就任のあいさつをする12名の理事

代表理事 深海博明

(東京都中野区在住)

◆1980年に当時エイモリー・ロビンズが推奨する太陽熱利用(給湯・暖房)のソーラーハウスを建設して以来、太陽エネルギーの活用に取り組んできました。資源・エネルギー・環境の経済学を専攻していますが、現実における経済性の確立に苦闘し続けています。

副代表理事 飯田和子 (神奈川県川崎市麻生区在住)

◆京都会議をきっかけに温暖化防止に向けての活動を「できることから」と考え夫に相談し、2.48kWのシステムを設置しました。家族を巻き込むのがおもしろく、ソーラーキッチン、雨水利用や生ごみの堆肥化にも取り組んでいます。生活全般にわたってエコサイクルを目指し実践するのが理想です。

副代表理事 高木史人 (千葉県市川市在住)

◆太陽光発電システム3.5kWの他、太陽熱温水器、風力発電システム、雨水利用システムからなるエコハウスに住み、太陽が照る時ばかりでなく、風が吹いても雨が降ってもうれしく楽しい「ライフスタイル実験」を行っています。「ありがたい」と「もったいない」が、これからの時代を生きるキーワードだと思います。

専務理事 都筑 建 (東京都品川区在住)

◆公正な科学的知識を出発点とする市民の力をとても重要だと考えています。自然エネルギー推進市民フォーラム(REPP)の理事長を務め、1997年より東京電力(株)とのコラボレーションを通して、太陽光発電の補助普及・グリーン電力の実態調査に取り組んできました。

理事 大野喜久子 (神奈川県相模原市在住) ◆建て替えにあたり、自然のエネルギー・素材を最大限取り入れ、廃棄時にも環境負荷の少ない家にしたと、太陽光発電3.26kW、太陽熱温水器、雨水利用を取り入れ、さらに室内の湿度調整も自然の力でできるよう工夫しました。地域では消費者活動に長く関わり、とくに「食」、「ごみ」、「水」の問題に取り組んでいます。

理事 是成健司 (東京都板橋区在住) ◆3年前に都市型の非常時防災機能を充実させた環境共生型エネルギーインテリジェントハウスを設計、建築しました。環境性・省エネ性・経済性・快適性・安全性・バリアフリーを追求するために太陽光発電設備をはじめ電力貯蔵システム、中水・雨水・井戸水利用システム、生ゴミリサイクラーなどを設置し、活用しています。

理事 関沢ひろみ (東京都大田区在住) ◆系統連系の3.3kWの他、53+23Wの独立系発電をしているご縁で様々な自然エネルギーに関わりを持つ多くの方と出会うことができました。難しいことは考えず、楽しまなくちゃと毎日データを集めています。たまってみればいろいろなことが見えてきます。照っても降っても、すべてお天道様まかせの原始力発電所です。

理事 樋口篤子 (東京都町田市在住) ◆石油に依存することのない太陽光エネルギーが一日も早く全世界で有効利用されることを目指し、太陽光発電を設置しました。私たちバイオニアの使命は、毎月の発電量データを蓄積する一方で機器の経年変化を観察し、故障などの対応方法を考えること。そして最終廃棄の際の環境負荷の調査などが今後の課題だと思います。

理事 加藤勝彦 (神奈川県横浜市栄区在住) ◆自然がもたらす豊かな空気、水、土、太陽光・熱などを活用させてもらい、人間も持っているバランスを保とうとする力を生かした暮らしをしたい……そんな思いから、原子力に頼らない太陽光発電、薬に依存しない鍼・灸に取り組んだ生活を心掛けています。

理事 須田春海 (東京都世田谷区在住) ◆市民運動全国センター設立に参加し、現在同センターの代表世話人を務める他、全国地球温暖化防止活動推進センター長(1999~2003)を務めています。1990年から2000年にはアースデイ日本連絡所の世話人としても活動しました。現在、みなさんに学んで太陽光発電をつけようと奮闘中です。

理事 都甲公子 (東京都小平市在住) ◆太陽光発電データを収集・分析するモニター事業への参加をきっかけに設置しました。自分の意思でPVを設置した責任者として、仲間と力を合わせて装置の稼働を見守り、最後の廃棄まで見届けていきたい。小さな力も集まれば大きな力になると信じます。

理事 藤田高氏 (千葉県千葉市美浜区在住) ◆約7年前、クリーンエネルギー普及調査会活動のプロデューサーとして参加して以来、PV設置事業に関わっています。私自身は共同住宅に居住していますので設置者ではありませんが、設置者の今後について強い関心があり、今回の設立活動に参加しています。よろしくをお願いします。

基調講演およびパネルディスカッション



太陽エネルギー研究のパイオニア、黒川浩助氏

基調講演

設立総会に引き続き行われた設立記念イベントの基調講演には、東京農工大学工学部教授の黒川浩助氏をお招きし、太陽光発電の可能性を世界的な視野からお話いただくとともに、この会の発足に合わせて、設置者が集まってできることへの期待を語っていただきました。

黒川浩助氏：東京農工大学工学部教授
（第3回太陽光発電世界会議大会委員長）
テーマ：太陽光発電の普及とその可能性（要旨）

■世界と日本の現状

2003年5月12日～18日に大阪で開かれた第3回「太陽光発電世界会議」(WCPEC)は、日米欧それぞれの国際会議が連合した世界会議でした。総動員数15,471名という大盛況のその理由は、日本の太陽光発電が大変活況を呈しており、世界の目が日本に注がれているという現状にあると思います。

今年は太陽電池が発明されて50周年になります。30年前には第一次石油ショックがあり、これを機に当時の日本政府が「サンシャイン計画」をはじめました。これにより太陽光発電の技術開発が大いに発展したのです。住宅への太陽光発電の設置は今や10万件に上ります。日本における太陽光発電の主体は、やはり「個人住宅」といえます。

2002年、日本の設置規模は住宅だけでも約40万kW、中規模の火力発電所1基分です。同年の世界の太陽光発電出荷量は56万kW、累積は100万kWを超えており、原子力発電所1基分に達しています。一戸一戸の住宅の集合がけっして無視できなくなってきたというのが厳然たる事実かと思っております。日本は世界の太陽電池生産市場の40%を握り、諸外国を寄せつけない勢いです。



熱心に聞き入る参加者たち

これに対し、海外における太陽光発電の主体は、「公共施設」が中心となっております。オランダの「花博フロリアード2002」は、100m×200mの透かし屋根全部を2.3MWの太陽電池で覆い、その下にたくさんのお花を咲かせるというものでした。旧東ベルリン地区との境界にあるドイツの新しい国会議事堂の屋根は、一部を太陽電池で作り、観光客の見学コースになっています。ベルリン中央駅は駅舎全体がガラスのドームになっており、325kWの太陽電池が貼られています。

世界の研究費や導入費の動向を比較しますと、日本ではとくに92年から設置における補助金がスタートし、導入費に政府資金が使われています。研究費は日米欧とも大体同じですが、日本が普及率トップになったのは補助金による市場刺激策が非常に効いたのだと思います。

■世界の需要と太陽光発電のビジョン

経済産業省は2010年までの設置目標を482万kWとし、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」、通称RPS法を発足させましたが、その対象は「電力事業者」です。しかしながら、太陽光発電は「市民」が主体になっているので考え方を変えなくてはならないと思います。

世界は2010年よりもっと先に目を向けています。2020年から2030年に世界のエネルギー需要は倍になるといわれています。この需給ギャップをいかに埋めるかの話に登場するのが太陽光発電などの「再生可能エネルギー」です。

シェルという大手石油会社が、将来、再生可能エネルギーが使われていくことは必須であるといっています。同じことを国際エネルギー機関(IEA)で話してもどなたも反対しませんから、世界的にこのような長期動向にあるのは間違いありません。

日本太陽光発電協会(JPEA)のビジョンでは、2030年に73GWの世界市場があると想定しています。また沖縄サミットで組織された「G8再生可能エネルギータスクフォース」の需要予

測も注目すべき数字でしたし、欧州太陽光発電工業会(EPIA)はさらに高めの予測で、なんと2040年には世界の4分の1の電気を太陽光発電でまかなうといっています。

■「太陽光発電」は人類を救う

日本では、太陽電池団地を群馬県太田市につくる予定です。コミュニティが太陽光発電という自分たちのエネルギーを持つことが、今後のひとつの基調かと思えます。

地球規模のエネルギー需要をまかなう話は、たとえばIEAの「砂漠のプロジェクト」です。モンゴルのゴビ砂漠を太陽電池で50%カバーすると、地球の現在の石炭・石油などの一次エネルギーと同じだけの電気ができます。人類を救うエネルギーは太陽光発電だといっても過言ではないのです。

現在、世界の太陽光発電設置量は100万kWという記念すべき値に達しています。日本の設置件数は年3万件以上で、すでに10万件の約40万kWがあります。いっぽう、2030年には世界のエネルギー需要は現在の倍になってしまいます。さらに世界には約16億の無電化の人たちがいる。このようなことを基調とすれば、太陽光発電には想像以上に大きな期待が寄せられているのです。

■PV-Netへの期待

太陽光発電の特長で一番重要なポイントは、市民レベルのエネルギーであるということです。個人の価値観にもとづき、個人の選択のもとに手に入れることのできるエネルギー源でありつつ、全体の集合は非常に意味のあるものになります。ですが

ら、同じ意識を持った方々がたくさん集まって集団を大きくしていくことをぜひとも目指していただきたいと思えます。

そのときに、今のRPS法でカバーしきれない市民エネルギーへのインセンティブが、うまく働く仕掛けをどうしてもつくってほしいのです。それを一緒になって考えてほしい、力を合わせて働きかけることができるのではないかと考えています。

また、みなさんが一緒になって行動し、ある大きさの集団がある程度コントロールできれば、たとえば流通コストの削減など企業との価格交渉力も持つことができます。

とくに、システムが本当にちゃんと働いているのか、みなさんは非常に注目していると思います。ここをぜひ、みなさんの知恵を出し合い、私のように評価をしている人の知恵を利用し、メーカーの話を鵜呑みにせずにご自身で正確に評価し、そのデータを品質認証にフィードバックする力をつけてください。そういう消費者の意識の高まりがないと信頼のできる品質保証体系はでき上がらないと考えています。

そういう方たちの力を合わせれば、コミュニティで地域のエネルギーを使う、場合によっては第三セクターとしてみなさんが地域エネルギー会社を運営することも可能だと思えます。

最後に、これは思想みたいなものですが、水と空気と太陽は人類存立の基盤ですね。とりわけ太陽は、石油などの既存のエネルギーと違い、地球上に偏在することなく降り注いでいます。それを利用していくことは、平和な世界を目指すことにもなるのではないかと考えています。

きょうのこれからの議論のご参考になればと思ってお話しました。どうもご静聴ありがとうございました。

「太陽光発電普及における日本の市民の取り組み国際会議」 in大阪

自然エネルギー推進市民フォーラム(REPP)事務局 塩澤圭子

2003年5月18日の午後、大阪国際会議場12Fの会議室は160席をはるかに超える参加者で、立ち見が出るほどでした。太陽光発電世界会議は、4～5年に一度、日米欧の研究者や事業者が共同で開催する国際会議です。今回は大阪での開催ということで、サイドイベントの開催を黒川教授に提案・要請し、実現しました。

日本の太陽光発電普及率が世界一となった要因のひとつに、国の助成制度に呼応したパイオニア市民の存在があります。今会議の開催にあたって、「全国グリーンファンド連絡会」が市民団体に呼びかけ、多くの賛同を得て、第3回

太陽光発電世界会議「日本の市民の取り組み」実行委員会がつくられました。欧州で再生可能エネルギー欧州協議会議長をされているバルツ氏、国内で活躍中の方々をお招きした会議は、多くの方の関心を集めることとなりました。

会議では、小規模分散型の自然エネルギー自給型社会を市民主導で実現できるケースとして市民共同発電所事例なども紹介され、会場からの質問も活発に出ました。全国から手弁当で実行委員が集まって開催されたことの意義は、今後の市民活動の大きな力になっていくことでしょう。

パネルディスカッション

基調講演に引き続き行われたパネルディスカッションでは、PV-Netの発足を記念し、各界で活躍されておられる方々にPV-Netの今後を議論していただきました。

■これまでの取り組み

須田：今、非常に多面的な顔を持つ団体ができつつあります。自らが発電をしている「生産者」であり、機器を使う「消費者」、電力会社と契約をしている意味で「契約者」です。同時に、一市民として太陽光発電（以下PV）設備に出資し、そのメッセージを社会に送りたいと思っている「発信者」です。それぞれに関わる各セクターのみなさんが一堂に会し、この会に対してどういうことができるのか、これまでの取り組みを含めて、ご議論をいただきます。

山田：「新エネルギー財団」は、住宅用のPVの補助制度を1994年からはじめております。この制度は昨年度でなくなる予定でしたが、2003年度から3年間延長されました。また、今年度からデータベースの公開をウェブ上ではじめました。運転実績や設置件数、設置費用、不具合の報告、使用感などを全国、地域別の範囲で見いただくことができます。補助件数は、4年連続で前年比30%増加し、この傾向が続けば国の目標である「2010年に太陽光発電設置容量482万kW」に近い値が達成できます。独自に助成する自治体も266と非常に増えています。

渡邊：第一次石油ショックが起きた1973



白熱した議論が交わされたパネルディスカッション

年に入社し、翌74年から国のエネルギー政策として「サンシャイン計画」がはじまり、一般住宅用のPVをゴールにと開発に取り組みできました。補助政策により一般住宅用が商品化され、夢がかない、30年たった今、こうして広い支援も得られ、この仕事をしてきてよかったと感じています。当社（シャープ）の生産能力は年々ハイペースで伸びております。背景は主に住宅用システムの需要の伸び、海外でのPV需要の拡大です。

山本：自然エネルギーは大変貴重なエネルギーであり、できる限り利用を拡大していくべきであると評価をしています。いっぽうで、電力会社としては「電気の安定供給」を使命として担っているのですが、自然エネルギーは、現状では経済性や安定性の面で課題も多く、主力電源を補完するものと位置づけています。この二側面を踏まえ、できることは積極的に取り組んでいきたいと考え、①自社施設へのPV導入、②余剰電力購入による支援、③市民団体とのコラボレーション、④グリーン電力制度の提案実施、といった4つほどの具体的取り組みをしてきました。③のコラボレーションでは、太陽光発電設備への助成を行い、ひとつは発電実績データの蓄積と評価、もうひとつは④グリーン電力制度の準備として社会調査を実施しました。

■市民のエネルギー源、PV普及のインセンティブ

須田：これまで、PV導入の個人の負担費用額は変わっていませんが、市民側のエネルギー源としてPVが普及するため

- ◆パネルディスカッション参加者（敬称略）
- ・東京農工大学工学部教授 **黒川浩助**
 - ・東京電力株式会社営業部長代理 **山本 浩**
 - ・シャープ株式会社ソーラーシステム事業部技術部副参事 **渡邊百樹**
 - ・新エネルギー財団常務理事 **山田明彦**
 - ・太陽光発電所ネットワーク事務局長 **都筑 建**
 - ◆コーディネータ **須田春海**
 - ・環境自治体会議事務局長

の補助金は、どんなインセンティブがあるのでしょうか。

山田：補助金の狙いは、安いパネルを市場に供給して産業が自立するのを助けることで、あくまで一過性のものという位置づけです。

黒川：産業の自立を促す発想はわかりませんが、現状の200万円程度の価格に固定するような補助金の計算になっている気がしています。より大勢の方に利用していただくにはまだ高い。価格の下げ止まりに対し、補助金かRPS法との関連か、何らかの手当てが必要だと思います。

渡邊：量産化で初期の半分の300万円程度に生産コストは下がっています。ただ、補助金の減額と相殺され、コストダウンの成果を十分に還元できない状況です。また、シリコンの結晶の値段が実は上がっています。そこで次世代のPVとして結晶薄膜、有機系太陽電池、結晶シート太陽電池も開発しています。

黒川：下げ止まりの一番の理由は、PVのシリコン使用量が増えたためにシリコン不足になっていることです。コストダウンはシリコン供給の産業構造の変革という経済面だけでなく、基本的には研究開発面に依存するところがあると思います。

■Win-Winの関係とRPS法

須田：太陽光発電設置者の数が増えれば増えるほど、東京電力も設置者もプラスになる、というようなWin-Winの関係はどうやってつくれるのでしょうか。

山本：電力会社は、販売電力のうち一定の割合の電力は新エネルギーで供給しなさい、というRPS法ができました。我々

が余剰購入する分を、RPSで課せられた新エネルギーの量として充当していくことは、Win-Winになるかわかりませんが、そうなれば我々としても非常にありがたい話です。

須田：これからPV-Netが、最大のプレッシャーグループになるわけですが……。

都筑：RPS法は、まさにこの会の最初の課題だと思います。ただ、まずRPS法の定義そのものが新エネルギーの実績も十分に評価できていませんし、電力会社も割り当てがあるが対応できない部分があります。政策を立てた資源エネルギー庁でも、ただ法律をつくっただけという形になりかねません。全体を見極めながら、PV-Netは発電所長のみなさんに得になる方法は何かを探っていきたいと思っています。売電価格を下げるという話がちらほら聞こえてきますが、今から会としても牽制球を投げなければいけません。

■市民側のイニシアティブとPV-Net

都筑：また、訪問販売の問題などを見据えて、これから設置する方々が失敗せず、業界が壊滅状態にならないように、PV-Netが果たす役割は非常に大きいと思います。市民側がイニシアティブを取ると、電力会社や国の政策を考える立場の方々と違った発想ができます。10万件の中には、100%PVで消費電力をまかなっている方々もいらっしゃいます。それが100万件、さらにそれ以上になると、立派な基幹電源になっていくという想像力が働くわけです。市民の側がそうした想像力を持ち、より積極的にこのような発想をすることによって、今後の展望が開かれていくのです。

黒川：電気事業者を想定したRPSのシステムに、個々の市民が参加し、そこに充当されるのは悪いことではないと思います。みなさんのPV設置費や維持費の負担分に対して、証書のやりとりから電力

会社は経済的な価値を生むわけです。その点への両方の合意の上で仕組みを進めるのがよいと、素朴に感じています。

■会場からの質問

会場：RPS法は電力供給側に対する新エネルギー利用の義務づけですが、需要者に対しても将来義務づけがきてもおかしくありません。つくられるPVをどれくらい使えば、工場としてエネルギーをまかなえますか？

会場：PVをつくるエネルギーと、その寿命との絡みをお聞かせください（エネルギーペイバックタイム）。

会場：設備の性能劣化が心配です。今までの性能が維持されるならば、20年経てばペイするという感じです。経年劣化についてデータがありますか？

会場：PVを普及することは重要ですが、機器のリサイクルや活用、そのコストをどう考えますか？

渡邊：工場にPVを敷きつめても、製造用電力は十分にまかなえませんが、2年分の発電量でエネルギー的にペイするという報告があります。

経年劣化について、PVが開発されてその寿命末期がどうなるかは、実は我々もわかりません。海上保安庁の灯台は、30年以上経ち、まだ動いている例があります。ただ、裏に使っているプラスチックフィルムが劣化することによって絶縁性能が落ちてくる可能性があります。対策のひとつとして、裏のフィルムと端子ボックスを交換し、絶縁性能を初期に戻すなどによって、廃棄ではなく再利用することを検討しています。

黒川：砂漠に大量のPVを持ち込むと、PVの電力で運転しながら、新しいPVを工場で作って、世界のかなりの電気エネルギーをまかなえます。最後には、持続的に電気をほとんど消費せずどんどん余ってきます。これはPVが自分の電力で増えていく「ソーラーブリーダー」という概念で、将来可能になると期待して



コーディネータを務める須田春海氏

います。エネルギーペイバックは、結晶系でも1.5年ぐらいの例はありますし、薄膜系、アモルファス系では1年以下となります。エネルギーペイバック1.5年の場合で30年使えば、製造エネルギーの20倍ぐらい、それぐらいエネルギーを生産する装置です。

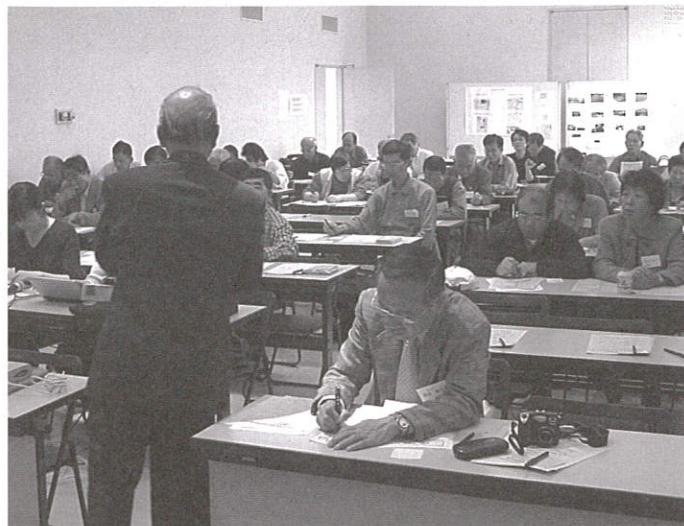
■終わりに

須田：きょうのディスカッションだけでも、PV-Netが抱えている課題がかなり多面的・多角的であることが見えてきました。それら一つひとつ解きほぐしながら、さらにPVを普及させて、世界の構造自体を変えていこうと、PV-Netはスタートしたと思います。

飯田副代表理事：ジェンダーバランスで最後にまとめるあいさつということですが、夫婦同伴で来られるような、和やかなネットワークができればいいなと強く希望しています。総体として設置者が集まったときに、社会に及ぼす影響がとても大きいこと、また地域で、自分の力で再生可能なエネルギーをつくれるという喜びの実感、お子さまたちへの教育効果、出会いなど、PV-Netには素晴らしい様々な無限の可能性があると思っています。きょうのこのシンポジウムは未来への希望を持った集まりでした。

大野（司会）：各地から集まり、様々な疑問や、お話をする機会ができる、それだけでも設立の意義があったと思います。これで第2部「設立記念シンポジウム」を終わらせていただきます。ありがとうございました。

関東近郊の9都県で「地域交流会」開催



5月11日に三島市民文化会館（静岡県三島市）で開催された地域交流会の様子

いよいよ太陽光発電所長のみなさんのネットワークが立ち上がります。それに先立ち、各地で設立趣旨をお話し、ネットワークの目的や活動内容をみなさんと一緒に考えました。

各会場では、できる限り多くの方から意見をうかがい、その場で共有できるように、みなさんの意見と発表者、同じ意見の方々のお名前をその場でパソコンに入力し、スクリーンに投影する方法、都筑事務局長が考案した「立体KJ法（映像を使ってブレインストーミングを立体的にする方式）」で全体ディスカッションを進めました。

参加されたみなさんからは、PV-Netに期待すること、太陽光発電を先駆的に設置したパイオニアとしての経験のもとづくご意見などたくさんいただきました。交流会は各地で設置者が集う初めての機会として、とてもにぎやかな懇親の場となりました。各地の様子をお知らせします。

◆**埼玉県（4月5日 於：埼玉県教育会館）** 参加者 52名
初の地域交流会であり、スタッフ、参加者ともに「立体KJ法」の活用に戸惑いが見られました。参加者から情報共有など個人では対応できない事柄について期待する声寄せられました。

◆**茨城県（4月6日 於：水戸市民会館）** 参加者 52名
参加者の意見をその場で確認できるようにディスカッションを改善したところ、多くの意見や質問があり、活発な雰囲気になり、満ちあふれました。とくに電力の買い取り価格の交渉や機器の廃棄処理について心配する声が目立ちました。「茨城新聞」と「読売新聞」の地方版に記事が掲載されました。

◆**神奈川県（4月12日 於：神奈川県私学会館）** 参加者 81名
今回開催した地域交流会で最も多くの参加者に恵まれ、活発な議論が行われました。「まず目的・活動を明確にしては」との声もありました。参加者の半分以上の方が懇親会に出席し、引き続き議論に花が咲き、交流の輪が広がりました。

◆**群馬県（4月13日 於：群馬県庁昭和庁舎）** 参加者 40名
群馬県では県内の交流、様々な方面への普及啓発、情報提供について期待する声があがりました。「上毛新聞」、「群馬経済新聞」の取材があり、後日両紙にこの日の様子が掲載されました。

◆**千葉県（4月19日 於：千葉市文化センター）** 参加者 40名
「千葉日報」に地域交流会開催の案内が掲載されました。メーカー、設置業者、国や省庁、行政との関係について、また普及啓発など、会の事業について活発な議論が行われました。

◆**山梨県（4月20日 於：山梨県民文化ホール）** 参加者 23名
山梨会場では参加者が少ないながらも、PV-Netへ寄せる多彩な期待の声が出されました。とくに、メーカー・業者への情報公開請求、行政への政策提言についての要望が多く寄せられました。当日は「山梨日々新聞社」と「NHK」の取材が入り、それぞれ翌21日に掲載・放映されました。

◆**東京都（4月26日 於：星陵会館）** 参加者 74名
近郊の他県からの参加者も含め、神奈川に次ぐ大勢の方々が参加され、運営をお手伝いいただきました。電力会社への働きかけ、メーカー・設置業者への情報公開請求、行政への政策提言などの意見が多く、太陽光発電に限らず環境問題についての情報交換を求める声が多く出たことが特徴でした。

◆**栃木県（4月27日 於：栃木県教育会館）** 参加者 71名
社会に向けた普及啓発、行政への政策提言、情報の収集・加工・提供といった活動への期待が寄せられました。「下野新聞」に掲載された案内を見て、22名の方が参加されました。設置を検討中の方からは、設置者の経験や悩みなどがわかり、よかったとのご感想をいただきました。

◆**静岡県（5月11日 於：三島市民文化会館）** 参加者 42名
助言・相談や普及啓発事業への期待が多く寄せられました。懇親会では地域の交流が進むことへの期待や自家製電力のそれぞれの活用方法、PV-Netに期待することなどについて歓談が進みました。5月10日付で「静岡新聞」に掲載されました。

地域のネットワークづくりがはじまっています！

◆栃木の動き

納富信也

栃木でも太陽光発電所ネットワークづくりは順調に進んでいます。すでに、栃木の会員を対象としたML（メーリングリスト）や連絡用のホームページ、様々なテーマについて話し合うための掲示板もできています。これらの抜粋版は全体ホームページにアップする予定です。また、8月31日（日）栃木教育会館にて「PV-Netフォーラム栃木」を開催し、今後の活動や様々な話題について話し合いますので、栃木地区の会員の方はぜひご参加ください。

※「PV-Netフォーラム栃木」は予定通り終了しました。

◆神奈川の動き

野村安子

神奈川は、東京電力管内で設置数が最多であり、地域の潜在力に十分期待できます。地域交流会の立ち上げ準備はメンバーの活発な意見交換の中で進められ、第1回「PV-Netフォーラム神奈川」の開催が10月13日（月）に決定、現在、内容の充実化を図っているところです。ネットワークづくりに重要な情報交換手段も、様々な環境下にある会員が自由に意見や情報の交換ができるよう、複数の手段を使うことを検討中です。今まで孤立し、自己満足の世界にあった個別の太陽光発電所を、ネットワークでつないで力強い組織に育てあげたいと思っています。「PV-Netフォーラム神奈川」に多くの方がご参加くださることを願っています。

◆埼玉の動き

樽谷 勇

埼玉はこれまでに2回の会合を持ち、次の方針を確認しました。①コアメンバーの充実、②役割分担の明確化、③全体各種委員会への積極参加と地域活動へのフィードバック、④埼玉MLの積極的活用、⑤9月28日に「PV-Netフォーラム」を開催、⑥法人会員を含め会員獲得と会員マップづくりを積極的に進める、⑦地域データ収集を促進する。これらにもとづき、都市ゾー

ン・田園ゾーン・山岳ゾーンが比較的均等に分布する地域の活動を埼玉カラーとして、具体的に進めたいと思います。

◆静岡の動き

高田泰久

静岡の東京電力管内は富士川を境としているため、現在の活動区域は県東部のみで会員数も28名と小数ですが、近隣の呼びかけとともに、富士川以西にも会員拡大を進めたいと考えます。9月21日（日）午後2時から「PV-Netフォーラム静岡」を三島市生涯学習センター3階多目的ホールにて開催いたします。フォーラムでは、組織づくりと運営方法、PV健康診断、会員拡大などについて検討し、また総会後の経過報告と規約説明を行うことを予定しています。静岡地区の多くの会員や太陽光発電設置者にご参加いただきたいと思っています。

◆茨城の動き

前川淳治

リーダーの吉沢氏が健康を害されたため、立ち上げ準備作業が中断し、やや遅れています。8月16日に代役3人と集まり、地域交流会活動の構想、スケジュールなどについての会合を開きました。様々な質疑が出された結果、さらにメンバーを加え、みんなで方針を確認して交流会を正式に発足することになりました。

◆東京の動き

高柳良大

東京地域はやや始動が遅くなり8月5日に第1回の会合を開き、世話人になっていただける方々の顔合わせをしたばかりで、これから地域交流会を立ち上げていこうというところです。第1回の打合せでは、連絡係である私から提案を行い、地域交流会のあり方について意見を出し合いました。まだ何も決まっていますが、これから活動方針などを明確にし、より多くのみなさまに、やってよかったと思われる交流会にしていきたいと思っています。

PV健康診断について

「わが家のPVは元気に動いているのかしら?」、「なんだか最近元気がなくて……」。

体に不安を覚えたとき、人間ならば医者にかかることですぐに健康状態をチェックできますよね。でも屋根の上に取り付けられているPVの健康状態はどうしたらわかるのでしょうか。そんなときはPV-Netの「PV健康診断」を受けてみてください。

まず人間と同様、①日頃の健康状態、すなわち「月々の発電量」を把握します。さらに、②体の特性や生活環境（性別・年齢・身長・血圧・職場環境など）にあたる「PVの設置状況」、つまり電池の種類・設置年数・設置方位・傾斜角度・日照環境（日陰になる時間帯）などを把握します。

必要な情報をPV-Net事務局のパソコンに入力すると、気象庁測定の日射量（栄養量）とPV設置状況②を照らし合わせ、地域の子予測発電量（活動能力）が算出されます。ご自宅の月々の発電量が平均予測発電量を上回っていれば、「健康優良児」。逆に、10%以上下回っているときは、「健康状態に大いに問題あり」の可能性大です。その場合は原因をさらに詳しく調べる必要がありますが、健康か否かの判断はできます。

PV-Netでは、会員のみなさまを対象にこのような診断サービスを各地域の交流イベント「PV-Netフォーラム」でじょじょに実施していきたいと考えています。どうぞふるってご参加ください。

発足にあたってのメッセージ

太陽光発電所ネットワークがこんな会に育ったらいいな……。

ご入会の際や地域のネットワークづくりにあたり、各地からメッセージが寄せられています。

みなさんはこの会にどんなことを期待していますか？ みなさんの想いを事務局宛にお知らせください(地域の交流イベント、PV-Netフォーラムの機会にもお聞かせください)。

情報を交換・共有できてこそ

私がこの会に期待することは、なんと言っても情報の交換・共有でしょう。今までは太陽光発電をつけたはいいが、これが果たして正常に動作しているの？ 発電量は妥当なの？ などの疑問を解決してくれる方法はありませんでした。これらの情報を会員のみなさんと共有することで我が家の太陽電池の健康状態を把握することができ、また今後取り付けを検討している方々に自信を持って薦めることができるようになるでしょう。

高柳良大 (東京都国立市)

ネットワーク、そして……

会員同士の情報ネットワークとメンテナンス・機器の保険などを開発していただきたいです。梅澤耕一郎 (群馬県利根郡新治村)

設置者主体の活動を

あくまでも設置者としての立場で権利や利益を主張しながら、発電装置の品質向上と普及に役立つことを期待します。

宮田卓英 (埼玉県川越市)

普及活動と条件づくり

地球温暖化防止の観点からの省エネルギーの普及広報活動や、行政や電力会社に対して、太陽光発電などの自然エネルギー利用推進のための条件づくりの働きかけを期待します。

青砥航次 (神奈川県厚木市)

ともに手を取り有意義な活動を

系統連系は太陽光発電の弱点を補う優れたシステムと考えております。各発電所の初期投資は個人としては大きなものであり、長期に渡り滞りなく稼働していくことが必要です。動向不透明なRPS制度や技術進歩など様々な動きの中で、既設置者に対して不利益とならない、さらには自然エネルギーの社会的価値を高め、技術的にも経済的にも安定した発電所運営、普及拡大ができるようみなさんと活動ができる会となることを期待しています。

古峰聖治 (神奈川県小田原市)

存在感のある会に

東京電力、行政、メーカーなどに対して提言ができ、それを相手が重く受け止めなくてはならない、社会的に存在感のある会になることを期待します。

小西雅博 (千葉県八千代市)

教えてください

太陽光発電の農業への利用の研究や利用している人々などの情報を伝えてほしい。

渡辺芳三 (山梨県中巨摩郡敷島町)

建築基準法の改正に期待

太陽光発電を取り付けできる構造の屋根にすることを原則とする建築基準法の改正に期待しています。

井上峰一 (北海道室蘭市)

地域の組織化と会員拡大に努めます

待望の「会報」創刊号が発行されたことをお慶び申し上げます。事務局スタッフのみなさんの献身的な取り組みによるものと深く感謝申し上げます。静岡県は、全国でも①兵庫②愛知③福岡④静岡の順で設置件数が多いにもかかわらず、富士川を境に中部電力と管轄を二分されているという特殊事情があります。熱心なPV-Net会員を中心に「地域の組織化」と「会員拡大」に向けて取り組んでいきますのでよろしくご指導をお願い申し上げます。

山下正道 (静岡県富士市)

仲間との出会いで得た自信

PVを設置して丸2年経過しました。他にも同じ考えの人がいるに違いない。何とか情報の交換ができないものか。業者から聞いた設置者に連絡をとってみようか……。いきなり見ず知らずの人に連絡をするのも躊躇され、悶々としている時に、太陽光発電設置者連絡会からアンケートの依頼があり、その後、順調に会の発足まで進行了。その間、総会を含めて3回ほど上京しましたが、数多い仲間との出会いで、PV設置に自信を持つことができました。

沼尾悦男 (栃木県宇都宮市)

活動内容についての提案

多数の動機から参加したメンバーから構成される組織ゆえ、様々な活動があっていいでしょう。メンバーの中にはその分野で特技、理論を持つ専門家もおられるようなので世話役を買って出られることを大いに期待しています。またメンバーを大幅に増やすためには一定のメリットを期待できる活動が欠かせないと思います。以下、思いつきを羅列します。

- ・PV設備のトラブル対応、メンテナンスのマニュアル、相談の受け付け
- ・安価な設置体験の紹介
- ・PVの様々な利用、楽しみ方
- ・PVの技術的、専門的情報
- ・PV設置者への優遇施策の例
- ・国のエネルギー計画と政策 (自然エネルギー、PVの位置付け)
- ・海外のエネルギー計画と環境政策
- ・青少年への環境教育の場づくり などなど

前川淳治 (茨城県鹿島郡神栖町)

明るい地球環境の未来のために

太陽光発電って設置すること自体が環境貢献につながっていると思うし、私も自分たちの子どもに託す地球のことを考え設置しました。そういう気持ちが全世界に広がったり、この地球に生きる人にそういう気持ちを大切にいただけたら、地球環境の未来も明るいのではないのでしょうか。まず自分ができることから始めてみようということでこの会に参加させていただきました。これから私のような仲間が増えることを望んでいます。

檜館 武 (千葉県船橋市)

率直な想い

入ってよかったと思う会に育ってほしいです。

渡辺道男 (静岡県駿東郡長泉町)

省エネとのベストミックス

太陽光発電を有益ならしめるためにも、省エネルギーとのベストミックスを！

足元から地球温暖化を考える市民ネットエドがわ：

市民立・江戸川第一共同発電所 (東京都江戸川区)

会に期待すること

太陽光発電の社会へのPR、設置者および設置希望者に対する行政への優遇交渉、メンテなどの情報交換に期待します。

四釜勝三 (埼玉県上尾市)

参加してよかった

太陽光発電とはじめて出会ったのは、2000年のはじめであった。家を建てるにあたってその存在を知り、導入に踏み切ったが、知らないことばかりであったため、建築会社からの情報のみで自分で選択できる物ではなかった。実際に導入してからは、いろいろな情報を集められるようになったが、この会に参加し、いろいろな方と話してみたら、もっと身近な情報を得ることができた。この会を通じてもっと多くの人と知り合い、もっと多くの情報を共有していきたいです。

下舞 圭 (群馬県高崎市)

みなさんの情熱に感銘

私は3年前に太陽光パネルを設置しましたが、共通の話題をもつ知人もなく、毎月の発電量を食卓の話題にする程度で

データ収集方法検討会に参加して

畑山 茂 (東京都八王子市)

7月13日(日)午後3時半からの「データ収集方法検討会」に参加するため、はじめて訪れる太陽光発電所ネットワーク事務所に早めに向かった。

検討会は、これまで何回かのミーティングに参加して顔見知りになった人や、メールでの情報交換で名前を知っている人たちと、会議の主題である「月次発電実績報告は、検針日を基準にするか、または暦月基準にするか」について、参加者全員が自分で作成したデータ記録を説明しながらの実に熱心な話し合いとなった。予定した時間はあっという間に過ぎて、気がつけば1時間以上も超過し、午後6時過ぎに。さわやかな

終会だった。

結論として、検針日基準には売買電力量との関係を見る上で利点があるが、暦月基準にする方が、他(自分の過去の月次データや他人のデータ)との合理的な比較が可能になることから妥当である、となった。

終えてから、近くで9時頃まで割勘でやった懇親会には、都筑事務局長はじめ、国井、河田、樽谷、古峰の各氏、関沢ひろみさん、手塚智子さんの8人が参加、大変有意義で、楽しい会となった。とくに小生を含め、昭和一桁生まれが3人もいて、この会は、人生至福の機会だと喜び合った。

投稿・ご意見を募集しています！

この会も、会報も発展途上です。みなさんと一緒に活動も紙面も充実したものにしていきたいと思っています。

- ・太陽光発電所ネットワークに期待すること
 - ・会報「PV-Net News」にこんな情報・コーナーを掲載してほしい
 - ・システムを導入しての体験・感想・意見
 - ・太陽光発電システムと私(楽しみや困ったことなど)
- などなど、みなさんからの投稿、ご意見をお待ちしています。

満足していました。そんななか、興味本位で参加した地域交流会で、大勢の発電所長の方が様々な話題を熱心に議論されている姿に驚かされました。PV-Netには、こういった各発電所長の想いを色々な形でまとめて社会に発信し、より多くの太陽光発電所を安心して運用できる仕組みづくりに貢献することを期待しています。

納富信也 (栃木県塩谷郡氏家町)

温暖化防止のために

設備のユーザー、電力会社、設備の製造者、国の機関、アドバイザーなど、温暖化防止という共通目標に向かって、情報の共有化を通じて国の施策に具体的に反映していけるよう期待します。

藤田陽右 (神奈川県横浜市金沢区)

地球のためにできること

地球に優しく、住みよい環境を考える気持ちの和(輪)が少しでも広がればと思い、取り付けました。会と会員のスムーズな運営ができますよう、協力したいと思っています。

三戸部光市 (茨城県鹿嶋市)

よりよい自然エネルギーの活用を

太陽光発電パネルの設置は、山梨でも1200件を超えています。設置の動機は、自然エネルギーを利用したいということだけでなく、電気料収支ゼロという言葉にひかれたとか、新築にあたり、オール電化住宅が老後にも優しいと言われて、その流れで設置したなど、様々だと思います。これまでなかった設置者同士のつながりができ、情報交換ができて、次世代の安全や平和につながる、よりよい自然エネルギーの活用方法が模索できればと思います。

芦澤公子 (山梨県南巨摩郡増穂町)

太陽光発電データの取得方法

ズボラで怠け者の例

国井範彰 (埼玉県大里郡大里町)

「国井太陽光発電所」は、平成14年2月に設置スタートしました。設置当初はデータの取得など、まったく考えていませんでした。それが補助金をもらい、NEF(新エネルギー財団)から定期報告を要求され、慌てて取ることを考えた次第です。

「毎日データを取るなんてとても無理」、「日を決めてもまったく自信がない」、「手間はかけたくない」ズボラで怠け者の私が仕方なしにはじめたグラフ化です。具体的には次のようにしています。

1. データの収集

- ①時間は朝起きて出勤するまでの間(AM5:00~6:30)。
- ②収集日は週1回を目途にとくに決めていません。
- ③データはパワーユニットが表示してくれる累積発電電力量(kWh)を読み取り、家計簿の備考欄に書き込んでいます。

2. グラフ用紙の構成(下図参照)

- ①グラフの横軸は1月1日から12月31日までと翌年の1月31日までの396日分目盛ってあります。
- ②グラフの縦軸は累積発電電力量(kWh)を私の場合は0~3500kWhまで目盛ってあります。
- ③昨年は設置した2月18日を発電量0として、データを読み取った期日(横軸)とパワーユニットの読み取り値(縦軸)

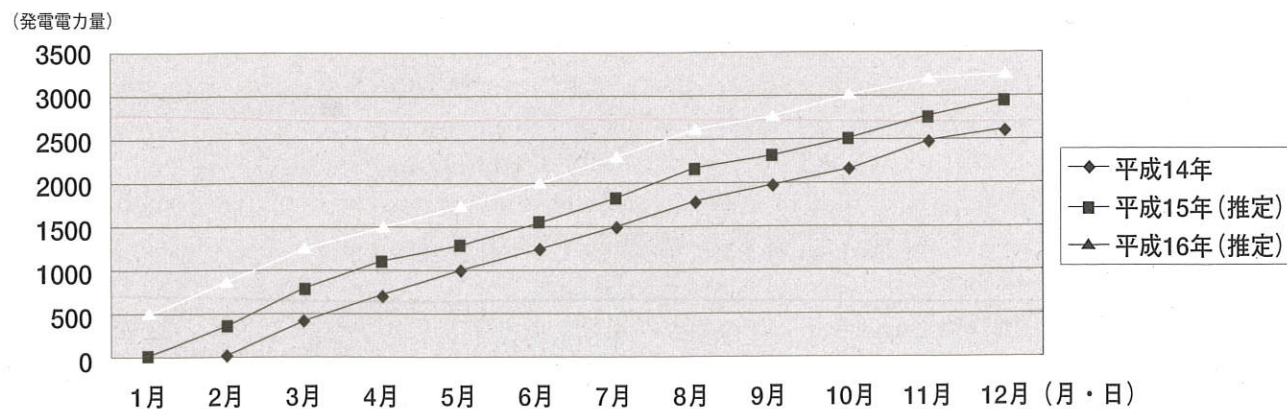
をプロットして、それを直線で結び、右上がりの斜めの線の折れ線グラフをつくります。その線上で毎月1日の累積発電量をグラフ上から読み取り、前月1日の読み取り値との差をその月の発電量として出しています。

④なお、今年のグラフは、昨年のグラフの線が12月31日を過ぎ、翌日の1月1日の累積発電電力量(私の例では2650kWh)を、今年の読み取り電力量から引き算して点をつけています。したがって今年は1月1日がグラフ上では0ではじまります。また、来年のグラフは、来年の1月1日の発電量を引き算したあと、500kWhを加算して、500kWhをスタートのグラフにしようと思っています。こうすることにより、毎年グラフはほぼ平行な斜め右上がりの線となり、その変化の具合により、その年の発電状況がわかるのではないかと考えています。

3. 1年間のデータ収集の総括

仕方なしにはじめたグラフ化ですが、実際やってみると結構楽しい! 週1回データが取れていれば十分使えます(途中1、2回抜けても何とか)。いろいろな誤差は2~3kWhくらいで実用上支障なく、逆に、何月何日のデータでも推測できるので、いろいろな使い方ができます。また、グラフ化により、データを取っていることが目に見える分、少しは興味が出てきました。頑張ってみます。以上

「国井太陽光発電所電力量」

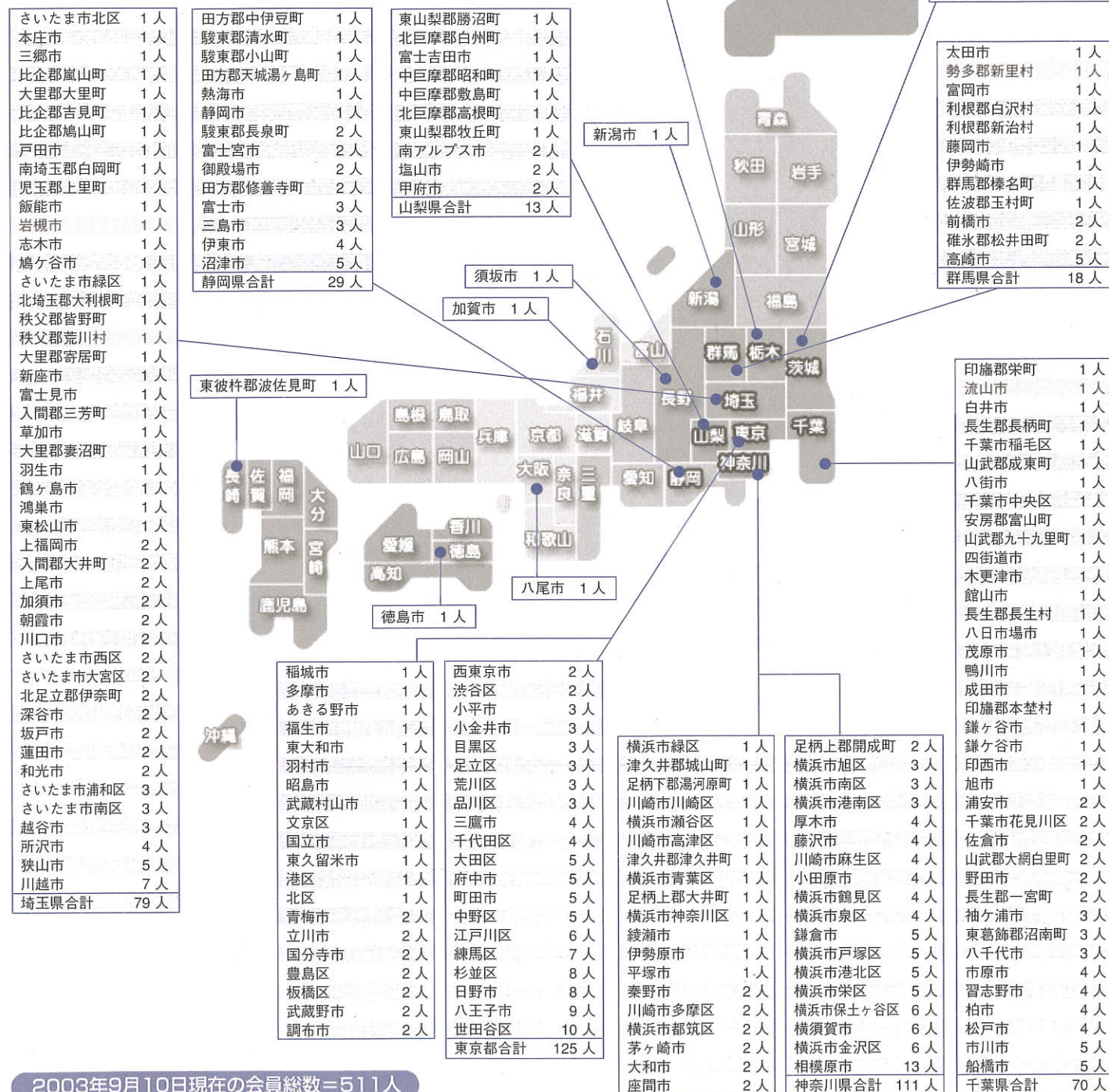


各地の発電量データと太陽光発電所マップ

都道府県別発電量

北海道	1,214 kWh
茨城県	2,867 kWh
栃木県	5,690 kWh
群馬県	3,561 kWh
埼玉県	19,149 kWh
千葉県	7,633 kWh
東京都	15,145 kWh
神奈川県	23,511 kWh
山梨県	3,750 kWh
静岡県	9,479 kWh
合計	91,999 kWh

※2003年5月から9月10日までの、会員のみなさまの発電量です。



北茨城市	1人
牛久市	1人
水海道市	1人
東茨城郡常北町	1人
下館市	1人
取手市	1人
久慈郡金砂郷町	1人
西茨城郡七会村	1人
稲敷郡江戸崎町	1人
那珂郡大宮町	1人
土浦市	2人
古河市	2人
鹿島郡神栖町	2人
ひたちなか市	2人
日立市	3人
鹿嶋市	3人
つくば市	5人
水戸市	5人
茨城県合計	34人

さいたま市北区	1人
本庄市	1人
三郷市	1人
比企郡嵐山町	1人
大里郡大里町	1人
比企郡吉見町	1人
比企郡鳩山町	1人
戸田市	1人
南埼玉郡白岡町	1人
児玉郡上里町	1人
飯能市	1人
岩槻市	1人
志木市	1人
鳩ヶ谷市	1人
さいたま市緑区	1人
北埼玉郡大利根町	1人
秩父郡皆野町	1人
秩父郡荒川村	1人
大里郡寄居町	1人
新座市	1人
富士見市	1人
入間郡三芳町	1人
草加市	1人
大里郡妻沼町	1人
羽生市	1人
鶴ヶ島市	1人
鴻巣市	1人
東松山市	1人
上福岡市	2人
入間郡大井町	2人
上尾市	2人
加須市	2人
朝霞市	2人
川口市	2人
さいたま市西区	2人
さいたま市大宮区	2人
北足立郡伊奈町	2人
深谷市	2人
坂戸市	2人
蓮田市	2人
和光市	2人
さいたま市浦和区	3人
さいたま市南区	3人
越谷市	3人
所沢市	4人
狭山市	5人
川越市	7人
埼玉県合計	79人

田方郡中伊豆町	1人
駿東郡清水町	1人
駿東郡小山町	1人
田方郡天城湯ヶ島町	1人
熱海市	1人
静岡市	1人
駿東郡長泉町	2人
富士宮市	2人
御殿場市	2人
田方郡修善寺町	2人
富士市	3人
三島市	3人
伊東市	4人
沼津市	5人
静岡県合計	29人

東山梨郡勝沼町	1人
北巨摩郡白州町	1人
富士吉田市	1人
中巨摩郡昭和町	1人
中巨摩郡数島町	1人
北巨摩郡高根町	1人
東山梨郡牧丘町	1人
南アルプス市	2人
塩山市	2人
甲府市	2人
山梨県合計	13人

真岡市	1人
芳賀郡益子町	1人
河内郡河内町	1人
那須郡西那須野町	1人
那須郡那須町	1人
塩谷郡氏家町	1人
黒磯市	1人
今市市	1人
鹿沼市	2人
大田原市	2人
下都賀郡壬生町	2人
小山市	3人
宇都宮市	8人
栃木県合計	25人

室蘭市	1人
北海道合計	1人

太田市	1人
勢多郡新里村	1人
富岡市	1人
利根郡白沢村	1人
利根郡新治村	1人
藤岡市	1人
伊勢崎市	1人
群馬郡榛名町	1人
佐波郡玉村町	1人
前橋市	2人
碓氷郡松井田町	2人
高崎市	5人
群馬県合計	18人

2003年9月10日現在の会員総数=511人

総会から3カ月。立ち上がったばかりのPV-Netの基盤固めに向けて、こんな活動が動き始めています。

5月24日 設立総会開催。ホームページ開設！

6月4日 データベースの運用
入会手続きを開始

5日 第1回理事会、第1回機器情報委員会開催

9日 「日本消費経済新聞」
—太陽光発電ネットが発足

11日 第1回普及広報委員会開催
「環境新聞」—普及へ加速する太陽光発電

17日 第1回企画調査委員会開催

19日 第1回交流活動委員会開催

27日 PVシステムメーカー7社と打合せ



会員のみなさま待望のホームページがオープンしました！

7月3日 第2回理事会開催

4日 ホームページをYahoo!に登録

13日 発電方法入力検討会開催

15日 第2回企画調査委員会開催

17日 東京電力との連絡会開催

18日 埼玉地域のネットワークづくり打合せ
(於 水道橋)

24日 第2回交流活動委員会開催

25日 埼玉地域のネットワークづくり打合せ

27日 静岡地域のネットワークづくり打合せ
(於 三島)

栃木地域のネットワークづくり打合せ
(於 宇都宮)

31日 神奈川地域のネットワークづくり打合せ
(於 横浜)



7月3日(木)に開催された第2回理事会の様子

8月5日 東京地域のネットワークづくり打合せ
(於 水道橋)

7日 臨時理事会開催

11日 太陽光発電所(PV)健康診断打合せ

17日 静岡地域のネットワークづくり打合せ
(於 三島)

18日 第2回機器情報委員会開催

24日 神奈川地域のネットワークづくり打合せ
(於 横浜)

25日 山梨地域のネットワークづくり打合せ
(於 甲府)

27日 第4回総務財政委員会開催



静岡地域のネットワークづくりのための打合せの様子

今年度は12月の全体イベントを節目として、こんな活動を展開していきます。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

	各地のデータ	地域の集まり・イベントなど	太陽光発電基礎講座
8月	発電量登録を開始	PV-Netフォーラム栃木——31(日)	
9月	PVカルテ登録を開始	PV-Netフォーラム茨城——14(日) PV-Netフォーラム静岡——21(日) PV-Netフォーラム埼玉——28(日)	第1回——13(土)於 新宿御苑、 会場：新宿御苑インフォメーションセンター(2F)
10月		PV-Netフォーラム東京——4(土) PV-Netフォーラム神奈川——13(月祝) PV-Netフォーラム山梨——21(火) ※群馬県、千葉県も9~11月に開催します	第2回——5(日)於 新宿御苑 会場：同上
11月	データの集計・分析	第2回PV-Netフォーラム埼玉——24(月祝) 第2回PV-Netフォーラム神奈川——30(日) ※その他の地域でも2回目のフォーラムを開催します	
12月		全体イベント——20日(土) (事例発表会、健康診断、表彰式他) 会報第2号の発行	第3回——6(土) 会場：都内
1月			
2月			
3月		太陽光発電所見学会(各地で開催)	
4月			
5月		会報第3号の発行 第2回総会、記念シンポジウム	

どうなっちゃうの、RPS法と太陽光発電所

RPS法(Renewable Portfolio Standard)は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」という法律の通称です。この法律の施行に伴い、設備認定の代行申請のお願いが、電力会社から太陽光発電所のみなさんに届きました。7月現在、東京電力(株)サービスエリア内では、約76%の方々が代行申請の手続きを行ったそうです。

この法律は、新エネルギーの利用普及を目的として、電気事業者が新エネルギー等から得られる電気の一定量以上を利用することを義務付けました。そして太陽光、風力、バイオマス発電などの発電設備は、新エネルギー等の発電設備として国の認定を受ける必要があります。新エネルギー等電気(自然エネルギーから発電した電気)を「電気」と「新エネルギー等電気相当量=新エネルギー分の価値(環境価値)」とに分けて扱うことが認められていて、電気事業者は、新エネルギー等電気を①自ら発電する、②他から購入する、③他から新エネルギー等電気相当量を購入する、方法により、この義務を履行できる仕組みになっています。

太陽光発電所や市民共同発電所など、パイオニア的に環境に配慮した発電設備を設置してきた方々にとっては、電

力会社を通さない認定の仕組みについての情報がなく、電力会社によっては、この代行申請に同意しないと電力購入契約を見直す可能性を示唆するところもあり、不安を抱く方も少なくありません。

また、①発電電力の自家消費分の環境価値への配慮の欠如、②新エネルギー等の導入目標が平成15年度は全国電力販売量の0.87%、平成22年度までに1.35%と、EUの現在2%、2020年までに5%と比べて少なすぎる点、③義務を履行できない場合、電気事業者に課せられる罰金上限が100万円と僅少であること、④バイオマス発電と廃棄物発電をひと括りにしているため、バイオマス成分の算出方法が不確定であることなど、法律自体にもまだまだ改善点が多くあります。たとえば東京電力の場合、今年度の新エネルギー導入目標に近い、9億kWh以上の廃棄物発電施設がサービスエリア内にあります。

すでに、環境・エネルギーNGOらがRPS法の実態確認や改善に向けた活動をはじめています。太陽光発電所長のみなさんの声を束ねて伝えていくこの会の役割が、これから重要になっていきます。

データの記録と、情報共有がはじまっています！ 多くの方のご参加で、データベースはより充実したものになりますのでぜひご参加ください。

毎月1日は発電量「観測の日」

——月末締めで毎月の発電量をお知らせください！

毎月の発電量が、太陽光発電（PV）の健康状態を把握する一番大事なデータです。記録を毎月続けることで、日頃の発電状況だけでなく発電量の経年変化もわかります。また、PV-Netに発電量をお知らせいただくことで、発電データが会に蓄積され、今後の政策提言や社会への提言の力強い裏打ちとなっていきます。

あなたの家のPVの特徴は？

——みなさんのPVの設置状況や特徴を「PVカルテ」に記入して教えてください！

システムの設置状況の記録は、PVの健康状態を診断するための、いわば「カルテ」です。PV-Netでは、太陽光発電のための独自の「PVカルテ」をご用意しました。また、PV-Netにカルテをお送りいただくと、それぞれのお宅の発電状況を、より正確に評価できるようになります。同封の「太陽光発電システムの設置概要—PVカルテ」に記入し、事務局へファックスまたは郵送などで送ってください。近々ホームページでも記入ができるようになり、記録と送付が一度でできますので、ぜひご利用ください。

また、会員のみなさんがカルテをお知らせくださることで、発電状況の分析や評価などに活用するための基礎データが充実し、会員の発電環境を調査するよりよい材料となります。分析された結果は、メーカーや設置業者、電力会社との折衝のツールとして、この会の活動に活用していきます。

ご近所と比べてどうかしら？

——会員同士の情報共有にご参加ください！

情報の共有に参加することで、ホームページの「太陽光発電所マップ」（本誌P.13参照）などを通じて情報交換ができます。とくに、気象状態の似ているご近所の発電状況と比較することは、自宅の発電状況がどうかを判断するためにとっても参考になります。共有される情報は発電量や「PVカルテ」のごく基礎的な情報に限られますので、プライバシーの保護に関するご心配は必要ありません。

また、普段インターネットをご覧になれない方にもぜひご参加いただき、会員交流の一助としていただければと思っています。同封の「会員同士の情報共有」の覧に印をつけて、またはホームページの「会員のページ」からお知らせください。まずは東京の事務局で共有の情報をご覧になれるようにしております。今後、ご自分の会員ページなどをご覧になれる拠点を各地に広げていく方針であります。最初にご不便をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

*パスワードなど個人情報を扱うため、インターネットカフェなど不特定多数の人が使うパソコンはお勧めいたしません。

太陽光発電所ネットワーク (略称: PV-Net)

〒101-0061 千代田区三崎町2-15-5
三崎町SSビル6階

〈交通のご案内〉

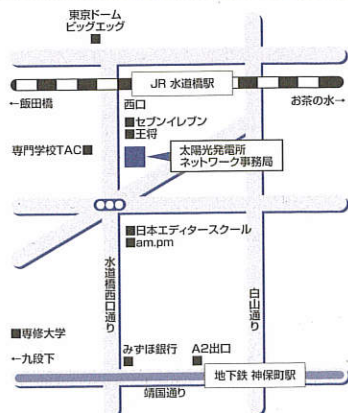
- ① JR水道橋駅西口から徒歩2分
- ② 営団・都営地下鉄
神保町駅A2出口から徒歩10分

TEL 03-3221-3370

FAX 03-3221-3380

URL: www.greenenergy.jp

E-mail: info@greenenergy.jp



Editor's Notes 編集後記

♠たくさんの想いが集まってネットワークが生まれ、その声を載せた創刊号をお届けできました。次号は12月20日の太陽光発電所長大集合イベントにあわせて発行する予定です。みなさんが主役の広場や自然エネルギー情報、ユニーク太陽光発電所やPV健康診断、RPS法についての最新動向などを掲載します。みなさんからも多くの情報を寄せてください。(KT)

♣「会報の名称に『燦燦』はどうか、あざやかな意で、太陽の『sun』とびったり」とご提案のFAXが届きました。「燦燦」という軽やかな響きから想起するのは、各地で出会うみなさんのはつらつとしたお顔。サンサンと降り注ぐ太陽のように輝く魅力的な会や会報に育てていきたいですね。活動や紙面づくりにぜひご参加ください！(て)

◆各地のみなさんのお人柄に触れた時が何よりも一番うれしいです。PVに寄せる熱い夢と若さを持つみなさんに感服させられます。その夢の実現のお手伝いをしながら、実は私の方が元気と若さをいただいてしまっていますね。(も)

♥「PV」って、てっきりプロモーションビデオの略だと思っていたら、そうじゃなかったんですね…。ところでRPSは何の略？一人じゃわからないことばかり…。三人寄れば文殊の知恵。千人寄れば仙人の知恵、たぶん。「友だち千人でっきるっかな♪」(P)

「太陽光発電所ネットワーク」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、太陽光発電所ネットワークと称し、略称をPV-Net（ピーヴィネット）とする。

2 当会の名称を英語で表記する場合は、PV owners - Network, Japanとする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、自然エネルギーの利用を通じて、社会全体の利益である持続可能な社会を形成することに対し、市民として寄与するため、太陽光発電設備等の自然エネルギー利用設備に係る情報の交換、提供、意見の発表、並びに自然エネルギーの利用を促進する仕組みづくりに係るその他の事業を行い、もって太陽光を中心とした自然エネルギーの一層の活用とその利用の広汎な普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動のうち、「社会教育の推進を図る活動」及び「環境の保全を図る活動」として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 太陽光発電設備等の自然エネルギー利用設備（以下、太陽光発電設備等という）に係る普及啓発に関する事業
- (2) 太陽光発電設備等の設置及びその維持管理に係る助言及び相談等に関する事業
- (3) 太陽光発電設備等の設置及びその維持管理に係る情報の収集、加工並びにその提供に関する事業
- (4) 太陽光発電設備等の設置及びその維持管理に係る保険等についての企画立案及びその紹介、斡旋に関する事業
- (5) 太陽光発電設備等の普及促進のための制度のあり方等についての意見の発表に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の正会員は、自らが所有又は管理する家屋等において太陽光発電設備を設置し、商用電力系統と系統連系しつつ当該設備から生ずる電気を自ら利用している者（複数の者が同一の太陽光発電設備を設置している場合にあっては、それらの者の代表者）であって、本会の目的に賛同して入会した個人とする。

2 本会には、賛助会員（本会の事業を補助するために入会した個人又は法人その他の団体をいう）、準会員（太陽光発電設備を設置しようとする者その他の太陽光発電設備に関心を有する者であって、本会の目的に賛同して入会した個人をいう）及びその他の会員を置くことができる。賛助会員及び準会員等の会員種類毎の資格、入退会の手続きその他の必要な事項については別に規則で定める。

(入会)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 理事会は、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条に定める事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 理事会は、3名以上の正会員からの推薦があった場合、準会員のうち本会の目的の達成に特別に貢献すると認められる者を、審査の上、正会員とすることができる。

(会費)

第7条 会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額及び納入の時期、方法は、別に規則において定める。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡したとき、又は、会員たる法人が解散したとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の規約又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上19人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第12条 理事は、正会員のうちから理事会で選任し、総会で承認する。

2 理事会は、理事の選任に当たっては、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう）及び特定の法人の関係者（特定の企業等の役員、使用人、大株主をいう）が理事の現在数に占める割合がそれぞれ3分の1以下になるようにしなければならない。

3 代表理事、副代表理事は、理事会において理事の互選によ

り定める。

4 代表理事は、必要に応じ、副代表理事又は理事のうちから、専務理事たる者を指名することができる。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又は本会の事務局の長又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の規定並びに総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第14条 役員は、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項に定める議決を行うに当たって、解任を求められた役員は、理事会に出席して必要な弁明を行うことができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、代表理事が議長を行う。

(会議の構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第18条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更

(2) 会費の額

(3) 理事の選任、解任、費用の弁済及び職務

(4) 事務局長の選任、解任、報酬及び職務

(5) 本会の活動の基本的な方針の案その他の総会に付すべき事項

(6) 本会の意見として公表する場合の意見の内容

(7) 規則その他の本会の運営に必要事項

2 総会は、本会の活動の基本的な方針を審議し、第30条の規定に基づき毎事業年度の事業報告、決算等を承認するとともに、この規約に定めるところにより、監事及び評議員の選任、この規約の改正、本会の解散又は合併を決定するほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを決定する。

(会議の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めて招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第20条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックスをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号若しくは第2号又は第3項第2号の請求があった場合は、代表理事は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第21条 総会及び理事会の運営方法はこの規約に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第22条 総会は、正会員が300名以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事がその現在数の過半数出席した場合に開会する。

(議決)

第23条 総会又は理事会の議事は、それぞれ出席した構成員(正会員又は理事をいう。以下同じ)の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会及び理事会は、第20条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決)

第24条 総会に出席しない正会員、やむを得ない事由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第22条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第25条 代表理事は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、代表理事が書面又はファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

2 前項の規定に基づき代表理事が示した賛否については、代表理事は、理事会に対し速やかに報告をしなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第26条 本会に、評議員若干名を置くことができる。

2 評議員は、太陽光発電等の自然エネルギーを活用する方策に関し識見を有する者のうちから、総会が選任する。

3 評議員は、本会の理事又は監事、若しくは事務局長又は事務局の職員を兼ねてはならない。

4 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

5 評議員は、理事会及び総会に出席し、本会の目的を達成する上で重要な専門的な意見を述べることができる。

6 評議員の費用の弁済その他の評議員に関して必要な規則は別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年の4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 本会の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度の開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第7章 規約の変更、解散等

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経なければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第32条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(合併)

第33条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければ合併をすることができない。

(残余財産の帰属先)

第34条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 事務局

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会が選任することとし、理事との兼任を妨げない。
- 3 事務局長は、事務局の職員を監督し、事務局の事務を掌理する。
- 4 事務局長及び事務局の職員は総会及び理事会に出席し、必要な説明を行い、意見を述べることができる。
- 5 事務局の組織、報酬、運営に関して必要な規則その他の事項は理事会において別に定める。

第9章 雑則

(情報の管理と公開)

- 第36条** 役員並びに事務局長及び事務局の職員は、会員個人に属する情報その他の秘匿を要する情報の厳正な管理に努めるとともに、本会の活動の状況に関する情報の積極的な公開及び開示に努めなければならない。
- 2 本会の有する情報の管理等に関する手続きは、前項の趣旨に則り、別に規則において定める。

(公告)

- 第37条** 本会の公告は、本会の掲示場及び本会のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

(実施規則)

- 第38条** この規約に定めるもののほかこの規約の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、本会の設立の日（平成15年5月24日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度に係る正会員、賛助会員及び準会員の年会費は、第7条第2項の規定にかかわらず、それぞれ以下の金額とする。
- | | |
|---------|---------------------------------|
| 正会員年会費 | 3,000円 |
| 賛助会員年会費 | 1口当たり100,000円かつ
3口以上の任意口数の金額 |
| 準会員年会費 | 3,000円 |
- 3 理事会は、本会の事業実施能力に鑑み、当分の間、第6条第2項の規定にかかわらず、関東地方又はその周辺地域に住所を有しない者については、本会の事業に特に顕著な協力をなし得ると認められる者以外の者の正会員としての入会の承諾を行わないことができる。
- 4 本会の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。なお、これらの者のうち、その役員としての当初の任期中において正会員とならなかった者又は太陽光発電設備の廃止等により正会員たる資格を失った者は、再任しないものとする。

代表理事 深海 博明
副代表理事 高木 史人
同 飯田 和子

専務理事 都筑 建
理事 大野 喜久子
同 加藤 勝彦
同 是成 健司
同 須田 春海
同 関沢 ひろみ
同 都甲 公子
同 樋口 篤子
同 藤田 高氏
監事 末光 正忠
同 富山 恵子

- 5 本会の設立当初の評議員は、第26条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
- 黒川 浩助
小林 光
鈴木 基之
團 彦太郎
藤井 石根
- 6 本会の設立当初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、本会設立の日（平成15年5月24日）から平成16年4月30日までとする。
- 7 本会の設立当初の事業年度における事業計画及び収支予算は、第29条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 8 理事会は、本会の設立後2年を目途として、本会の事業の進展等を踏まえた理事会の組織のあり方、理事選任のあり方その他の事業の一層適切な推進を図るために必要な事項を検討し、その結果に応じ、本規約の改正案の検討を含め、必要な措置を講じるものとする。
- ◆総会でのみなさんの意見を受け止め、附則8項により規約の改正素案づくりがはじまります。同封のお知らせをご覧ください。

* 設立総会配布の規約案からの修正点

5月24日総会に配布された「第3号議案 規約案」について、下記の2箇所の修正が総会で承認されました。

第9条（1）

<議案>法令、本会の定款又は規則に違反したとき
→<修正後>法令、本会の規約又は規則に違反したとき

第12条

<議案>理事は、正会員のうちから理事会で選任し、総会に報告する。
→<修正後>理事は、正会員のうちから理事会で選任し、総会で承認する。